

6 弥監公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 26 日

弥富市監査委員 佐藤 孝

弥富市監査委員 平野 広行



6 弥福第 224 号
令和 6 年 11 月 22 日

弥富市代表監査委員 佐藤 孝 様

弥富市長 安藤 正 明



令和 6 年度福祉課定期監査結果報告における監査委員指摘、指導及び
意見・要望に対する改善等措置及び検討状況の報告について

令和 6 年 10 月 29 日付け 6 弥監第 47 号で依頼のありましたこのことについて、
別紙のとおり提出します。

令和6年度定期監査結果報告における

監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	時間外勤務について
監査結果報告における指摘事項 <p>行政需要の多様化等により、職員の事務量が増加していることから、特定の職員において突出して時間外勤務が多いことが確認できた。令和5年度に同様の指摘をしたが改善されていない。令和5年度は340時間を超えており、同グループの職員1人当たりの平均が88.95時間と比較すると、偏りがみられる。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行い、必要な措置を講じられたい。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進められたい。</p>		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課	福祉課
原因・理由・背景 などの事情説明	<p>当該職員は令和5年度に福祉課へ異動となり、それまで健康福祉部の業務自体が初めての経験であったため戸惑う場面が多く、前任者から引き継いだ業務を処理するにあたり多大な時間を要する結果となった。また、令和6年度は事務に慣れてきた反面、知識の醸成に伴い却って時間を要する場面も見受けられ、同グループの職員と比較すると時間外勤務に偏りがある状況が続いていた。</p> <p>また、時間外勤務が緊急やむを得ない公務であるという原則の徹底がなされず、正規の時間内において計画的に処理しなければならないという意識が欠如していたこと、また所属長の指導が不十分であったことが、このような状況となった主たる要因と考える。</p> <p>なお、当該職員は法に基づく指導員という監督的な立場を有しており、業務を分担するという点において可能な範囲が限られていることも一因と考える。</p>

措置の状況	いつ (いつまでに)	令和6年11月14日に
	誰が (どこが)	所属長が当該職員の所属するグループ全員に対し
	何を (どこを)	特定の職員に時間外勤務が極力偏らないよう
	どのように 措置(改善) した(する)	指導員という立場は踏まえつつ、可能な限りグループ間での業務分担の見直しを行い、今後、時間外勤務が平準化に向かうよう措置を行った。 また、今後は各職員における時間外勤務の上限値を設定し、上限値を超えるような場合はグループ全体としての上限値を超えないよう職員間において調整を図ることとした。
情報の共有	措置状況に関する課内周知	措置状況については、当該グループのみならず他のグループにおいても同様の状況とならないよう、所属長の呼び掛けにより、グループ単位で情報共有を行った。 併せて、今一度、時間外勤務の在り方について再確認するため、すべての福祉課職員に対し、「時間外(休日)勤務命令留意事項」を配付し、説明を行った。 また、ノー残業デーの徹底や時間外勤務縮減に向けた意識改革についても指示を行った。 なお、健康福祉部長に対し、今回の指摘に対する措置状況を報告のうえ、新たな人員確保についての要望を行った。